

一橋大学機関リポジトリHERMES-IR著作物利用許諾(同意)書

一橋大学機関リポジトリ統括責任者 殿

2018 年 2 月 19 日

下記の著作物について、「一橋大学機関リポジトリ(HERMES-IR)への著作物利用許諾要件」(裏面)に同意し、HERMES-IRにおける利用を許諾します。

氏名	一橋 太郎	科学研究費研究者番号: 01234567
	(フリガナ) ヒトツバシ タロウ (ローマ字形) Hitotsubashi Taro	
連絡先等	所属: ○○○研究科 電話: ×××(○○○)△△△△ 電子メール: △△△@××.jp	科学研究費研究者番号を持っていない場合、記入不要です。
著作名	論文名・単行書名: ○○の××に関する研究: 導入までと今後の課題	副題があれば副題もご記入ください。
掲載誌(掲載図書)	掲載雑誌名・収録図書名: 一橋太郎、国立花子著、月刊△△△、12巻5号、p12-23、2016 <small>(*論文の場合は、著者名、掲載誌名、巻号、開始・終了ページ、出版年を記入してください。) (*図書の場合は書名、編者名、出版社、出版年を記入してください。) (*ワーキングペーパーの場合は、ワーキングペーパーシリーズの名称を記入してください。) (*会議資料の場合は、会議名、開催地、開催期間、主催者名を記入してください。)</small>	論文の場合は、著者名、掲載誌名、巻号、開始・終了ページ、出版年を記入してください。 単行書の場合は、書名、編・著者名、出版社、出版年を記入してください。
キーワード(5個程度)	オープンアクセス、電子ジャーナル、雑誌の危機、Serials Crisis <small>(*可能であれば、和英併記してください。本文中に記載のある場合は記入不要です。)</small>	検索のキーワードにしたい語句を記載してください。本文中に記載のある場合は記入不要です。
単著・共著	<input type="checkbox"/> 単著 <input type="checkbox"/> 共著	
著作権者	<input type="checkbox"/> 申請者本人のみ <input type="checkbox"/> 執筆者全員 <input type="checkbox"/> 学協会・出版社に譲渡済 <input type="checkbox"/> 不明	
機関リポジトリ登録への同意	執筆者全員(共著の場合) <input type="checkbox"/> 確認済 <small>(*共著論文の場合、共著者の同意を得た上で許諾してください)</small> 出版者(学協会・出版社等) <input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 <small>(*登録にあたり条件がある場合は、備考に記載 [例: 公開可能な版が著者版のみ、公開禁止版あり])</small> 出版者名: △△出版社 連絡先: ○○○@××.jp	著作権の状況についてあてはまるものを選択してください。また、登録に条件がある場合は備考欄に記入してください。
備考	公開禁止期間: 発行から12か月、出版社版へのリンクが必要 (doi/xxxxxx) <small>(*DOIがある場合は記入してください。)</small>	
事務担当への提出データ	<input type="checkbox"/> 著者版(原稿) <input type="checkbox"/> 出版者版	公開可能年月日: 2017 年 6 月 1 日

<個人情報の取扱いについて>

この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途

出版社との契約内容や諸事情により、登録年月を指定したい場合にご記入ください。

◎リポジトリ事務担当:

一橋大学学術・図書部学術情報課電子情報係
186-8602 東京都国立市中2-1
TEL: 042-580-8247 FAX: 042-580-8232
E-mail: lib-contents@ad.hit-u.ac.jp

担当者記入欄	論文データ受領日	年 月 日
	公開可能年月日	年 月 日
	公開年月日	年 月 日
	受付番号	
共著者確認:	学協会・出版社確認:	

一橋大学機関リポジトリ (HERMES-IR)への著作物利用許諾要件

(目的)

1.自身の著作物を一橋大学機関リポジトリ(名称:HERMES-IR)に登録し、電子的な手段によって一橋大学内外に公開するために必要な要件を定める。

(電子的公開と保存)

2.一橋大学機関リポジトリ統括責任者(附属図書館長)は、電子化された著作物(以下、「コンテンツ」という。)をHERMES-IRのサーバ上に複製し、メタデータを付与の上保存する。

3.統括責任者は、ネットワークを通じて、一橋大学学内及び学外に向けて、前項の複製物及びメタデータを、標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態で公開する。

4.統括責任者は、HERMES-IRの安定的かつ円滑な利用環境を保持し、及びセキュリティの確保を図るために、複製し、媒体変換を行い、及びバックアップファイルを作成する。

(コンテンツの利用条件)

5.統括責任者はコンテンツの利用に際し、次の事項を遵守する。

a) 技術的に再現困難な場合を除き、著作物及びその標題の表現を改変しないこと。

b) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。

c) 公開にあたり利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行なうよう注意する旨明記する。

6.コンテンツの公開対象は、原則として著作物全文とする。

7.コンテンツを利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

8.コンテンツの利用についての対価は無償とする。

(著作物の利用許諾等)

9.許諾者は、統括責任者に対して、表面記載の許諾内容に基づき著作物の利用を認める。

10.許諾者は、著作権が複数の者に帰属する場合又は許諾者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合は、統括責任者に委任することができるものとする。

11.当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。(例えば、当該論文がすでに他の出版者から公表されている場合等。)

(著作権の帰属)

12.HERMES-IR登録にあたっての利用許諾にかかわらず、原著作権には影響が及ばない。ただし、HERMES-IRとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属するものとする。

(利用許諾要件の変更)

13.公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を統括責任者に申請することができる。

(公開の解除)

14.公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を統括責任者に申請することができる。

15.一橋大学機関リポジトリ運営会議において削除することが適当であると判断された場合は、統括責任者は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

(免責条項)

16.コンテンツの内容に関する責任は、コンテンツを提供した許諾者が負うものとする。

17.本学は、コンテンツを利用することによって生じた利用者・許諾者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

18.この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び統括責任者が別途協議することとする。